

## 大気汚染について

大気汚染防止法及び関係法令による規制基準など、次に該当するものについては手続きが必要です。また、規制基準を遵守してください。

### 1　ばい煙発生施設及び粉じん発生施設

大気汚染防止法によるばい煙発生施設及び粉じん発生施設に該当する場合は、南信州地域振興局環境課の指導を受け規制基準を遵守してください。

### 2　野焼きの禁止

野焼きは、法律で原則禁止されています。ただし、次の事項は例外規定で除外されていますが、周辺に迷惑を及ぼす焼却はトラブルの原因になりますので注意してください。

<法律で除外されている野外焼却>

- ・凍霜害防止のための、わらなどの焼却（廃タイヤは禁止）
- ・庭木の剪定枝、落ち葉
- ・田畠でのわらの焼却、果樹園での剪定枝の焼却
- ・どんど焼き等の風俗習慣上の行為
- ・軽微な焚き火、キャンプファイヤ

### 3　不適正焼却炉等の使用禁止

焼却炉については、一定の基準を満たすものでなければ使用できません。不適正な焼却炉は、ダイオキシン飛散や悪臭発生等の原因となり使用が禁止されています。

<法律で使用が許可されている焼却炉の構造基準>

- ・燃焼ガスの温度が800°C以上でごみを燃やすことのできるもの
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- ・燃焼ガスの温度を測る装置がついていること
- ・燃焼ガスの温度を保つため、必要な助燃装置がついていること

\*これらの条件を全て満たす焼却炉でないと使用できません。（ドラム缶を切断しただけの焼却炉やブロックを積重ねただけの焼却炉は使用禁止）

問い合わせ先

環境課 環境保全係 電話 22-4511 内線 5463